

施策評価シート(平成22年度の振り返り、総括)

作成日 平成 23 年 7 月 15 日

施策	13	安心できる消費活動の推進	主管課	名称	観光商工課	関係課
				課長	真庭 敏	

施策の目的	対象 (誰、何を対象にしているのか)	対象指標名	把握方法や定義など		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度見込み
		①町民(外国人を含む)	①人口(外国人も含む)	住民基本台帳による 毎年度3月31日現在数値		人	23,305	22,924	22,618	22,194
	②事業所	②事業所数	平成18年事業所・企業統計調査(平成18年10月1日現在)及び 平成21年経済センサス-基礎調査(平成21年7月1日現在)による		箇所	1,535 (H18)	→	1,453	→	
施策の目的	意図 (対象をどういう状態にするのか)	成果指標名 (意図の達成度を表す指標)	設定の考え方	把握方法や定義など	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度目標
	①安心して消費活動を行えるようにする ②消費に関する正確な知識を持ってもらう	①消費に関するトラブル件数	トラブル件数が少なければ、消費に関する正確な知識が身に付き、安心して消費活動が行えていると考える。	県消費生活センターの資料による	件	1	1	0	0	
②消費に関し、だまされた等のトラブルにあったことのある町民の割合		トラブルにあった人の割合が少なければ、消費に関する正確な知識が身に付き、安心して消費活動が行えていると考える。	町民アンケートによる	%		22.1	17.5	-		
③トラブルの相談窓口を知っている町民の割合		トラブルの相談窓口を知っている人の割合が高まれば、被害を防止できると考える。	町民アンケートによる	%		78.0	82.6	-		

住民と行政との役割分担	1. 住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	2. 行政の役割 (町がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	①悪質な商法など、消費に関する知識を身につける。 ②計量モニターなどで調査に協力してもらう。 ③悪質な商法などを発見したら通報してもらう。	1) 町がやるべきこと ①消費生活製品安全法に基づく一部立ち入り検査の実施(県からの委譲事務) ②表示内容の偽装等に係る商品内容量等のモニター調査(県からの委託事務) ③健全な商業の育成と消費者の保護を図るため、県及び各種団体との連携のもと、情報提供や講習会の開催を支援すると共に、消費者自身の知識の向上と相談機能の充実を推進する。

平成22年度の評価結果	1. 施策の成果水準とその背景・要因		
	1) 現状の成果水準と時系列比較（現状の水準は？以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は？）	2) 他団体との比較（近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は？）	3) 住民の期待水準との比較（住民の期待よりも高い水準なのか同程度なのか、低いのか、その他の特徴は？）
	<p>①平成22年度に群馬県消費生活センターに寄せられた相談件数は5,740件で、前年度比10.2% (651件) 減少した。また、県センターを除く県内の消費生活センターに寄せられた相談件数は11,375件で、ほぼ前年度(11,389件)並みだった。なお、群馬県全体では17,115件で、前年度対比3.7%(665件)減少した。また、分類別の相談内容では、インターネット関連、多重債務等、新聞購読契約等の順で件数が多く、全体の47.1%を占めている。東日本大震災後、ガソリン不足や計画停電に関する相談が3月に急増したことから、通年でも大幅増となった。また、年代別では、30歳代が1,077件と一番多く、40歳代の1,066件、50歳代884件の順となっている。</p> <p>②群馬県が実施した「多重債務者法律相談会」における相談会(15回)では、127人が相談に訪れている。年齢別では40代(20.5%)、50代(21.3%)、60代以上(44.1%)となっており、40代以上が85.9%となっている。また、借金の額では100万円以上200万円未満が16.5%、200万円以上300万円未満が13.4%となっていて、みなかみ町民は2人が相談していた(前年度0人)。同じく群馬県が開催している「生活立て直し相談会」では、延べ24日の相談日で27人が相談に訪れているが、みなかみ町民の相談はなかった(前年度1人)。借金の額としては、500万円以上が29.6%と最も多く、次いで100万円未満が22.2%となっている。</p>	<p>①群馬県全体の数値は公表されているが、他団体と比較できる具体的な資料は公表されていないので、比較はできない。</p> <p>②県消費生活センターへの相談件数については、年代別、男女別、商品・役務別、販売・購入形態などに分類したデータは公表されているが、市町村別には公表されていないので、比較できない。</p> <p>③平成21年度まで県と12市のみに設置されていた消費生活センターが、平成22年4月1日から甘楽町、玉村町、大泉町、邑楽町および吾妻郡に設置された。利根郡では、平成23年4月1日から沼田市消費生活センターで相談窓口を設置している。</p> <p>④群馬県が実施している「多重債務者法律相談会」、「生活の立て直し相談会」の相談件数と市町村別件数については公表されており、「多重債務者法律相談会」の最多件数の市は18件の伊勢崎市、「生活の立て直し相談会」の最多件数の市は10件の前橋市となっている。</p>	<p>①県や市の消費生活センターがあるからか、町への相談はない。</p> <p>②町内で悪徳業者がセールスをしているとき(消火器など)などは、防災無線などで周知してほしいとの声がある。</p>
	2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括		3. 施策の課題認識と改革改善の方向
<p>①「消費者行政活性化オリジナル啓発パンフレット」を作成し、全戸配布した。</p> <p>② 定期的な立入検査を行ったが、指導対象事業者はいなかった。</p>		<p>①県の消費生活センターへの相談内容が町村に流れてくる仕組みとなっているが、群馬県では今後、町村に消費生活センターを設置するよう働きかけている。平成23年度から沼田市消費生活センターで窓口設置をするため改善される予定である。</p> <p>②ネット被害等、新しい形態の被害に関する情報を収集し、被害に遭わないようホームページ、広報、回覧等で周知しているが、新たな被害が発生しないよう継続していく必要がある。</p> <p>③今後、いわゆる生活2法(生活関連物資等の買占め及び売惜しみに関する法律及び国民生活安定緊急措置法)に関する事務が群馬県から移譲される予定であり、人材確保と財源確保に課題が残る。</p>	